

秋田市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月15日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション城東	秋田市東通明田13番19号 コーポ二ツ屋202号	令和6年6月1日
訪問看護ステーションピース	秋田市桜二丁目26番19号 桜テナントB号室	令和6年4月1日
ひらの小児科クリニック	秋田市広面字樋ノ沖27番地2	令和6年9月1日
阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目28番13号	令和6年8月1日
こばやし歯科クリニック	秋田市御野場八丁目7番1号	令和6年8月1日
訪問看護ステーションにじいろ	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階A号室	令和6年8月1日